

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

2026 年 6 月 3 日

トーヨーカネツ株式会社

2026 年 6 月 3 日

吸収分割に係る事前開示書類
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

東京都江東区南砂二丁目11番1号
トーヨーカネツ 株式会社
代表取締役社長 大和田 能史

トーヨーカネツ株式会社(以下「当社」といいます。)、トーヨーカネツプラント事業分割準備株式会社(以下「プラント事業分割準備会社」といいます。)は、2026年5月15日付で吸収分割契約を締結し、効力発生日を2027年4月1日(予定)として、当社の営むプラント事業に関して有する権利義務をプラント事業分割準備会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容(会社法第 782 条第 1 項)

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 1 号イ)

本吸収分割に際して、プラント事業分割準備会社は、当社に対し、株式その他の金銭等の交付を行いませんが、プラント事業分割準備会社は、当社の完全子会社であることから、相当であると判断いたします。

3. 会社法第 758 条第 8 号に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 2 号)

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め
の相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 3 号)

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第 183 条第 4 号)

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容(同号イ)

別紙 2 に記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(同号ロ)

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(同号ハ)

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183 条第 5 号イ)

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務(吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。)の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 6 号)

本吸収分割の効力発生日後に予想される当社並びにプラント事業分割準備会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討した結果、当社並びにプラント事業分割準備会社においては、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。また、事業活動において、負担する債務の履行に支障を及ぼすような重大な変動を生じる事態の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務及びプラント事業分割準備会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙 1(吸収分割契約書)
(添付のとおり)



吸収分割契約書

トヨーカネツ株式会社(以下「甲」という。)、及びトヨーカネツプラント事業分割準備株式会社(以下「乙」という。)は、甲が、第 1 条に定める承継対象事業に関して有する権利義務を、乙に承継させる吸収分割に関し、2026 年 5 月 15 日(以下「本契約締結日」という。)付けで、以下のとおり吸収分割契約を締結する(以下「本契約」という。)



第 1 条 (吸収分割)

甲は、本契約の定めるところに従い、甲の営むプラント事業(以下「承継対象事業」という。)に関して有する第 3 条第 1 項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する(以下「本吸収分割」という。)

第 2 条 (商号及び住所)

甲、乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲(吸収分割会社)

商号:トヨーカネツ株式会社

住所:東京都江東区南砂二丁目 11 番 1 号

(2) 乙(吸収分割承継会社)

商号:トヨーカネツプラント事業分割準備株式会社

住所:東京都江東区南砂二丁目 11 番 1 号

第 3 条 (承継する権利義務)

- 乙が、本吸収分割により甲から承継する権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)は、別紙記載のとおりとする。
- 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。但し、甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。



第 4 条 (本吸収分割に際して交付する対価)

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、承継対象権利義務の承継の対価を交付しない。

第 5 条 (本吸収分割の承認等)

甲及び乙は、次条に定める効力発生日の前日までに、それぞれ、適用法令により必要となる手続(甲における株主総会による本契約の承認を含むが、これに限られない。)を行う。

第6条 (効力発生日)

本吸収分割がその効力を生じる日(以下「効力発生日」という。)は、2027年4月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により、両当事者協議の上、これを変更することができる。

第7条(変更及び解除)

本契約締結日から効力発生日前日までの間に、第5条に定める甲の株主総会の承認が得られない場合、その他本契約の目的を達成できない重大な事由が発生した場合は、甲及び乙は、協議の上、本契約の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第8条(競業避止義務)

甲は、効力発生日後において、承継対象事業について、乙に対して承継対象事業に係る競業避止義務を負わない。

第9条(誠実協議)

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印又はこれに代わる電磁的処理を施し、甲がその原本を、乙がその写しを保有する。

2026年5月15日

甲： 東京都江東区南砂二丁目11番1号
トーヨーカネツ 株式会社
代表取締役社長 大和田 能史



乙： 東京都江東区南砂二丁目11番1号
トーヨーカネツプラント事業分割準備株式会社
代表取締役社長 大和田 能史



別紙

承継対象権利義務明細表

1. 資産

甲が効力発生日の直前時(以下「基準時」という。)において、承継対象事業に関して保有する一切の資産。但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

2. 負債及び債務

甲が基準時において承継対象事業に関して保有する一切の負債及び債務(偶発債務、簿外債務その他の潜在債務を含む。)。但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

3. 契約(雇用契約を除く。)

甲が基準時において当事者となっている契約のうち、承継対象事業に関する一切の契約並びにこれらの契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務。但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

4. 雇用契約

承継対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約。但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

5. 知的財産権

甲が基準時において承継対象事業のみに関して有する一切の商標、著作権、ノウハウ、その他の知的財産権。但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

6. 許認可等

承継対象事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち法令上承継可能なもの。但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

以上



別紙 2 (吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表)

プラント事業分割準備会社

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	—
現金及び預金	100		
固定資産	—	固定負債	—
		負債合計	—
		株主資本	
		資本金	100
		純資産合計	100
資産合計	100	負債純資産合計	100